

新行財政改革推進プログラム

「あきた集中改革プラン」

**平成18年3月
秋 田 県**

はじめに

- 秋田県では、これまで、行政改革を県政の重要課題と位置付け、「秋田県行政改革大綱」（平成１１年度～１３年度）、「第２期行政改革推進プログラム」（平成１４年度～１６年度）、さらに、平成１７年２月には、「新行財政改革推進プログラム」（平成１７年度～１９年度）を策定し、行財政全般にわたる改革に、スピードを重視しながら取り組んできました。
- 「新行財政改革推進プログラム」においては、民間との協働による地域の自立促進、地方分権時代の行政運営の確立、持続可能な財政基盤の確立を重点テーマに掲げ、民間活力を引き出し地域の活性化につながる規制緩和や市町村の主体性を高めるための権限移譲の推進をはじめ、必要な県民サービスを着実に提供するための徹底したコスト縮減、厳しい状況に耐えるスリムで効率的な行財政システムづくり、さらには、施策事業の大胆な見直しを通じた更なる重点化による「将来を担う人づくり」や「安全・安心な秋田づくり」などを目指しております。
- こうした状況の中で、昨年３月、国から、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進するため、全自治体において、平成２１年度を目標とした行財政改革の計画をとりまとめるという「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。
- 本県では、この指針を受け、現在進めている「新行財政改革推進プログラム」の推進状況を踏まえながら、指針に示された項目について、平成２１年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示したものを、「あきた集中改革プラン」として公表することとしました。
- 今後とも、２１世紀の新しい時代にふさわしい秋田の創造と更なる発展に向け、県民の皆様のご理解を得ながら、実効ある行財政改革を進めてまいります。

目 次

「あきた集中改革プラン」の取組内容 1

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
1 事務事業の再編整理等の目標	2
2 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム	4
II 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	6
1 公の施設についての取組目標	6
2 公の施設以外の施設についての取組目標	1 3
3 その他の事務についての取組目標	1 4
III 定員管理・給与の適正化	1 9
1 定員管理の適正化	2 0
2 給与の適正化	2 3
3 定員・給与の公表	2 8
IV 市町村への権限移譲	3 1
V 出先機関の見直し	3 5
1 出先機関の再編・整備の目標	3 5
VI 第三セクターの見直し	3 8
1 既存法人の見直し	3 8
2 監査・点検評価・情報公開の体制等	4 1
3 第三セクターの役職員と給与の見直し	4 2
VII 経費節減等の財政効果	4 5
1 歳入関係	4 5
2 歳出関係	4 6

あきた集中改革プランの取組内容

- 集中改革プランとしては、新行財政改革推進プログラムに基づきながら、特に次に掲げる項目についての取組を進めます。

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

II 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

III 定員管理・給与の適正化

IV 市町村への権限移譲

V 出先機関の見直し

VI 第三セクターの見直し

VII 経費節減等の財政効果

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

- 新行財政改革推進プログラムの目標達成に向けて、施策・事務事業の大胆な見直しを着実に推進するために、各部局が主体となって、年度初めからすべての事業の総点検・見直し（スプリングレビュー）を実施します。
- スプリングレビューの実施にあたっては、知事部局の組織の見直し、新たな政策課題に充てるための財源確保など財政上の観点からはもとより、公共・公益サービスの民間需要の拡大や規制緩和の推進による地域の活性化の観点からも徹底して取り組みます。
- さらに、予算に関連した事業評価（事前、中間、事後）と併せて実施することにより、必要性、有効性、効率性等の観点から不断の見直しを行います。

1 事務事業の再編・整理等の目標

【取組の方向】

- 全ての事業について、職員自らが見直し「廃止」、「縮小等」、「地域振興局への権限移譲・事務移管」、「民間への業務委託」、「事務の簡素化・効率化」、「規制の緩和」、「市町村への権限移譲・業務委託等」の7つの区分に整理する施策・事務事業の見直し（スプリングレビュー）を平成17年度から毎年度実施します。
- 予算を伴う事業（施策事業）のほか、各課、各班が行っている人手を要する業務（事務事業）についても総点検を行い、3,500人規模（知事部局）により効率的に業務遂行が可能な体制を確立します。

- 厳しい財政状況にあっても、県民に対する行政サービス水準を低下させることのないよう、限られた財源を県民ニーズを十分反映した施策・事業に振り向けるとともに、施策事業の重点化等により新たな政策課題に充てるための財源を確保します。

【取組目標】

項目	年度	17	18	19	20	21
廃止する事務事業数（件）		－	48	50	50	50

平成17年度スプリングレビューの実施結果

【事務事業の見直し】

実施年度	18年度	19年度～21年度
見直し区分		
廃止（一部廃止含む）	48事業	44事業
総務企画部門	7事業	9事業
福祉部門	11事業	5事業
建設部門	3事業	11事業
農林水産部門	7事業	6事業
産業労働部門	4事業	4事業
生活環境部門	16事業	9事業

【施策事業の見直し】

実施年度	18年度
見直し区分	
廃止・終了	136事業
総務企画部門	28事業
福祉部門	26事業
建設部門	2事業
農林水産部門	26事業
産業労働部門	19事業
生活環境部門	14事業
教育部門	18事業
警察部門	3事業

※ スプリングレビューは毎年度実施し、その結果を公表します。

【財政効果】

29.5 億円（再掲）

2 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

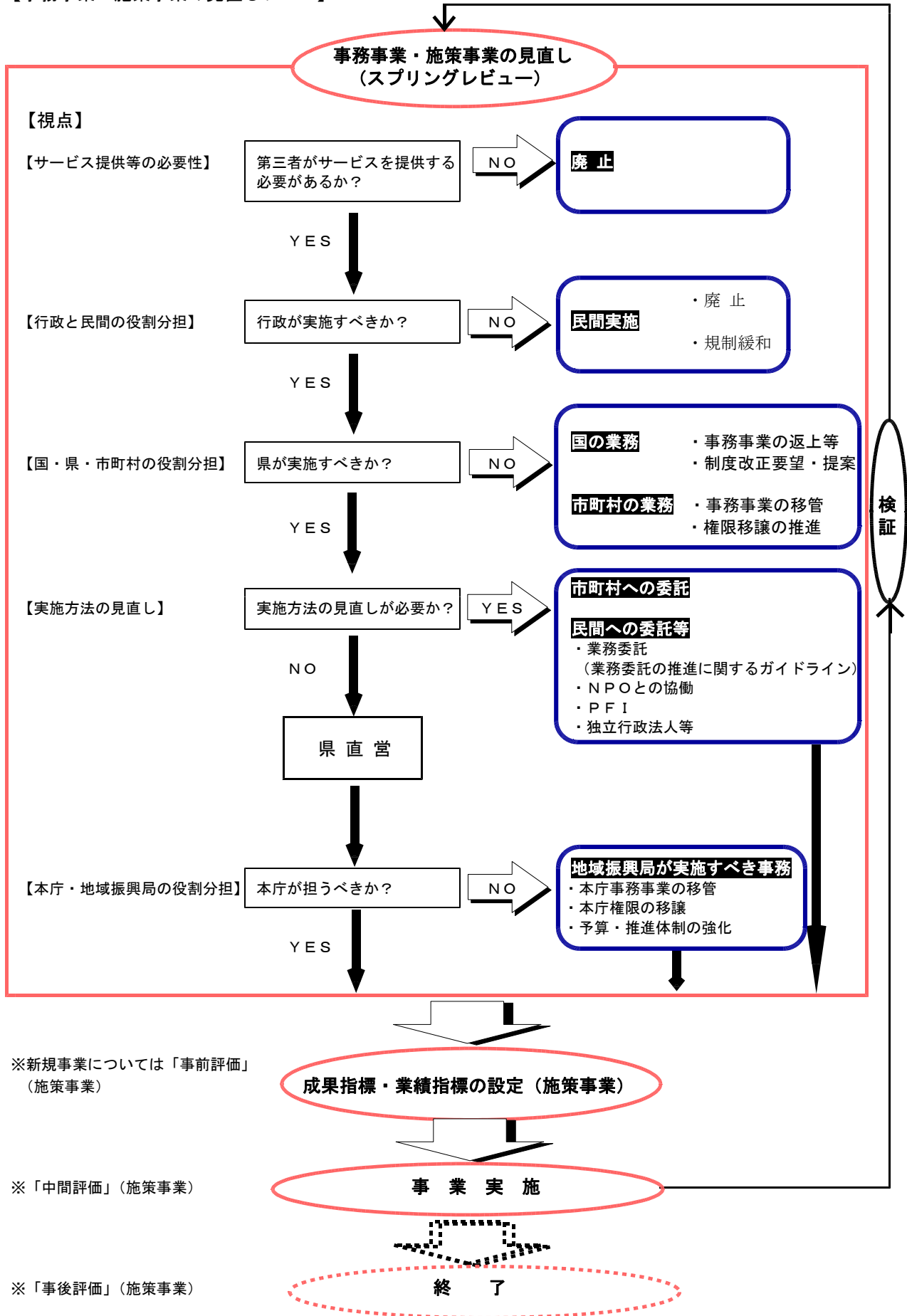
【取組の方向】

- 全ての事業について、「サービス提供等の必要性」、「行政と民間の役割分担」、「国・県・市町村の役割分担」、「実施方法の見直し」、「本庁・地域振興局の役割分担」の視点に基づいて、見直し（スプリングレビュー）を実施します。
- 公共事業箇所評価を平成17年度から「予算編成・政策評価システム」に組み入れて運用開始し、業務の効率化を図ります。
- 県民に分かりやすい評価指標を設定するとともに、「秋田県政策評価委員会」を設置し、毎年度、客観性が高くわかりやすい評価判定基準への改善や評価結果の妥当性について、調査審議します。
- 毎年度、県民意識調査（4,000人）を実施し、県民意見等を評価に反映させるとともに、「住民満足度の把握状況」を評価項目の一つに設定します。
- 評価結果は、個々の評価調書を含む全ての情報を県のホームページに掲載するとともに、県政情報資料室や各地域振興局で閲覧に供します。

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
施策・事務事業の見直し（スプリングレビュー）の実施 （毎年度）	実施					
「公共事業箇所評価システム」運用	開始					
評価判定基準の改善（毎年度）	継続					

【事務事業・施策事業の見直しフロー】



- 民間のノウハウの導入による効率的・効果的なサービスの提供と民間活動の活発化を図るため、県有施設の管理について、指定管理者制度の導入など民間への管理委託を推進します。
- 地域の実情に即した効果的・効率的な施設運営や多様なサービスの提供による魅力的な地域づくりを促進するため、県が設置し市町村が管理運営している施設などについて、市町村・民間等への譲渡を検討します。
- 民間のノウハウの活用による県民サービスの向上や民間需要の拡大を図るため、県業務の積極的なアウトソーシングを推進します。

1 公の施設についての取組目標

【取組の方向】

- 外部に管理委託等をしている70の公の施設について、指定管理者制度の導入を推進します。
 - ・ 指定管理者制度の導入 65施設
 - ・ 施設廃止 3施設
(榎森牧場、福祉保健研修センター、母子福祉センター)
- 県直営施設のうち、10施設について指定管理者制度の導入を図るとともに、民間事業者の参入が可能な8施設については、指定管理者制度導入の可能性に関する検討を行い、その適否の結論を平成18年度末までに得るものとします。

・ 指定管理者制度の導入 10 施設

〔18 年度導入〕(3)

産業振興プラザ、田沢湖高原駐車場、総合生活文化会館（一部）

〔導入時期（スケジュール）の検討〕(7)

農業科学館、大館少年自然の家、岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家、近代美術館（管理部門）、県立博物館（管理部門）、障害者自立訓練センター

・ 指定管理者制度導入の可能性検討 8 施設

農業研修センター、流域下水道、十和田湖公共下水道（秋田県に所在する部分）、秋田工業用水道、児童会館、子ども博物館、県立図書館、県立博物館（管理部門以外）

- 県有観光施設が、民間のノウハウを生かした良質な観光サービス等を提供するとともに、市町村合併の進展に対応した新しい地域づくりの拠点としての役割を果たすことを狙いに、市町村・民間への譲渡や指定管理者制度導入を含めて今後のあり方を検討し、譲渡についても可能なものから積極的に進めていきます。

・ あり方検討 11 施設

十和田観光宿泊センター、秋田ふるさと村施設（近代美術館除く）八幡平オートキャンプ場、大潟スポーツ宿泊センター、秋の宮山荘、鳥海観光宿泊センター、男鹿オートキャンプ場、宮沢海岸オートキャンプ場、仁賀保高原サイクリングロード、由利高原オートキャンプ場、県営田沢湖オートキャンプ場

・ 市町村への譲渡の検討 1 施設

矢島スポーツ宿泊センター

- 脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センターについて、県民医療における機能・役割を踏まえた高度・専門的な医療サービスの安定的な提供に向けて、地方独立行政法人化、地方公営企業法の全部適用の適否など、自立的・効率的な運営体制のあり方を検討します。

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
指定管理者制度の導入推進		→				
指定管理者制度の導入（管理委託65、直営3施設）			→ 導入			
導入時期、スケジュールの検討（直営7施設）			→ 検討			
導入の可能性を検討（直営8施設）			→ 検討			
公の施設の廃止（管理委託3施設） 〔榎森牧場、福祉保健研修センター、母子福祉センター〕		→ 廃止				
県有観光施設のあり方の検討（管理委託11施設、指定管理者H18導入）			→ 検討			
市町村への譲渡の検討（管理委託1施設） 〔矢島スポーツ宿泊センター〕			→ 検討			
地方独立行政法人化等の検討（直営2施設） 〔脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター〕			→ 検討			
組織の統合・再編（管理委託1、直営6施設） 〔スポーツ会館、工業技術センター、高度技術研究所、総合食品研究所、農業試験場、水産振興センター、森林技術センター〕			→ 統合・再編			
組織再編の検討（管理委託1、直営1施設） 〔小児療育センター、太平療育園〕			→ 検討			

【取組目標】

施設の種類	平成16年度末時点		
	管理委託施設	指定管理者制度導入済み施設	直営施設
①レクリエーション・スポーツ施設	38	3	1
②産業振興施設	3		2
③基盤施設	3		17
④文教施設	5		84
⑤医療・社会福祉施設	16		8
⑥その他	4		(注) 10
計	69	3	122

(注) 管理委託施設と重複計上 1施設

施設の種類	平成１７年度～２１年度までの ５年間の取組目標			
	指定管理者制度			廃 止
	指定管理者 制度の導入	導入の時期 の検討	導入の可能 性の検討	
①レクリエーション・スポーツ施設	38			
②産業振興施設	3		1	1
③基盤施設	4		3	
④文教施設	5	6	4	
⑤医療・社会福祉施設	14	1		2
⑥その他	3			
計	67	7	8	3

施設の種類	平成１７年度～２１年度までの ５年間の取組目標				
	そ の 他				
	観光施設 のあり方 検討	市町村へ の譲渡の 検討	独 法 化 の 検 討	組織の統 合・再編	組織再編 の検討
①レクリエーション・スポーツ施設	11	1		1	
②産業振興施設					
③基盤施設					
④文教施設					
⑤医療・社会福祉施設			2		2
⑥その他				6	
計	11	1	2	7	2

【財政効果】

２７.４億円（再掲） ※指定管理者制度導入分

公 の 施 設 - 覧

No.	施 設 名	平成16年度末			平成17年度～21年度までの5年間の取組目標				
		管理 委託	指定管理者 導入済み	直営 施設	指定管理者制度の導入			廃止	その他
					18年度	導入時期 の検討	導入可能性 の検討		
レクリエーション・スポーツ施設		38	3	1	38	0	0	0	13
1	環境と文化のむら			○					
2	県営玉川温泉ビジターセンター	○			○				
3	県営祓川山荘	○			○				
4	県営鉾立山荘	○			○				
5	県営鉾立ビジターセンター	○			○				
6	県営素波里ふるさと自然公園センター	○			○				
7	奥森吉青少年野外活動基地	○			○				
8	秋田駒ヶ岳情報センター(平成18年4月新設)				○				
9	花き種苗センター(温室・広場)	○			○				
10	岩館漁港海岸休憩施設	○			○				
11	十和田観光宿泊センター	○			○				あり方の検討(17～19年度)
12	秋田ふるさと村施設(近代美術館除く)	○			○				あり方の検討(17～19年度)
13	八幡平オートキャンプ場	○			○				あり方の検討(17～19年度)
14	矢島スポーツ宿泊センター	○			○				市町村への譲渡の検討(17～19年度)
15	大潟スポーツ宿泊センター	○			○				あり方の検討(17～19年度)
16	秋の宮山荘	○			○				あり方の検討(17～19年度)
17	鳥海観光宿泊センター	○			○				あり方の検討(17～19年度)
18	男鹿オートキャンプ場	○			○				あり方の検討(17～19年度)
19	男鹿水族館		○						
20	宮沢海岸オートキャンプ場	○			○				あり方の検討(17～19年度)
21	仁賀保高原サイクリングロード	○			○				あり方の検討(17～19年度)
22	由利高原オートキャンプ場	○			○				あり方の検討(17～19年度)
23	県営田沢湖オートキャンプ場	○			○				あり方の検討(17～19年度)
24	勤労身体障害者スポーツセンター	○			○				
25	小泉潟公園	○			○				
26	中央公園	○			○				
27	北欧の杜公園	○			○				
28 ～ 30	マリーナ施設(秋田・男鹿・本荘)	○			○				
31	船川港金川多目的広場		○						
32	大館能代空港周辺ふれあい緑地	○			○				
33	県立体育館	○			○				
34	県立田沢湖スキー場	○			○				
35	県立スケート場	○			○				
36	県立武道館		○						
37	県立野球場	○			○				
38	向浜運動広場	○			○				
39	新屋運動広場	○			○				

No.	施 設 名	平成16年度末			平成17年度～21年度までの5年間の取組目標				
		管理 委託	指定管理者 導入済み	直営 施設	指定管理者制度の導入			廃止	その他
					18年度	導入時期 の検討	導入可能性 の検討		
40	総合プール	○			○				
41	秋田県総合射撃場	○			○				
42	田沢湖スポーツセンター	○			○				
43	スポーツ会館(スポーツ科学センターとして直営化)	○							組織の再編 (17年度)
産業振興施設		3	0	2	3	0	1	1	0
44	農業研修センター			○			18年度		
45	榎森牧場	○						17年度	
46	森林学習交流館	○			○				
47	産業振興プラザ			○	○				
48	金属鉱業研修技術センター	○			○				
基盤施設		3	0	17	4	0	3	0	0
49	環境保全センター	○			○				
50 ～ 60	漁港(11)			○					
61	秋田空港			○					
62	大館能代空港			○					
63	県営玉川園地駐車場	○			○				
64	田沢湖高原駐車場			○	○				
65	県営住宅(秋田地域振興局管内)	○			○				
66	流域下水道			○			18年度		
67	十和田湖公共下水道(秋田県に所在する部分)			○			18年度		
68	秋田工業用水道			○			18年度		
文教施設		5	0	84	5	6	4	0	0
69	公文書館			○					
70	児童会館			○			18年度		
71	県民会館	○			○				
72	ゆとり生活創造センター	○			○				
73	生涯学習センター分館	○			○				
74	県立美術館	○			○				
75	青少年交流センター	○			○				
76	農業科学館			○		17～ 19年度			
77	大館少年自然の家			○		17～ 19年度			
78	岩城少年自然の家			○		17～ 19年度			
79	保呂羽山少年自然の家			○		17～ 19年度			
80	近代美術館(管理部門)			○		17～ 19年度			
81	県立博物館(管理部門)			○		17～ 19年度			
82	子ども博物館			○			18年度		
83	県立図書館			○			18年度		
84	県立博物館(管理部門以外)			○			18年度		
85	生涯学習センター本館			○					

No.	施 設 名	平成16年度末			平成17年度～21年度までの5年間の取組目標				
		管理 委託	指定管理者 導入済み	直営 施設	指定管理者制度の導入			廃止	その他
					18年度	導入時期 の検討	導入可能性 の検討		
86 ～ 154	県立学校 (高等学校53、中高一貫校2、特殊教育学校14)			○					
155 ～ 158	県立大学 (秋田、本荘、短大、研究所)			○					
医療・社会福祉施設		16	0	8	14	1	0	2	4
159	社会福祉会館	○			○				
160	北部老人福祉総合エリア	○			○				
161	中央地区老人福祉総合エリア	○			○				
162	南部老人福祉総合エリア	○			○				
163	高清水園	○			○				
164	阿桜園	○			○				
165	心身障害者コロニー	○			○				
166	水林通勤寮	○			○				
167	身体障害者更生訓練センター	○			○				
168	点字図書館	○			○				
169	小児療育センター	○			○				組織再編の検討 (18年度)
170	陽光園	○			○				
171	総合保健センター	○			○				
172	健康増進交流センター	○			○				
173	障害者自立訓練センター			○		17～ 19年度			
174	福祉保健研修センター	○						17年度	
175	母子福祉センター	○						17年度	
176	精神保健福祉センター			○					
177	福祉相談センター			○					
178	太平療育園			○					組織再編の検討 (18年度)
179	女性相談所			○					
180	脳血管研究センター			○					独法化等の検討 (17～18年度)
181	リハビリテーション・精神医療センター			○					独法化等の検討 (17～18年度)
182	衛生看護学院			○					
その他施設		4	0	10	3	0	0	0	6
183	総合食品研究所			○					組織の統合 (18年度)
184	農業試験場			○					組織の統合 (18年度)
185	水産振興センター			○					組織の統合 (18年度)
186	森林技術センター			○					組織の統合 (18年度)
187	工業技術センター			○					組織の統合 (17年度)
188	高度技術研究所			○					組織の統合 (17年度)
189	総合生活文化会館	○		○一部	○				
190	北部男女共同参画センター	○			○				
191	中央男女共同参画センター(18年度～直営化)	○							
192	南部男女共同参画センター	○			○				
193 ～ 195	職業能力開発校(3)			○					
合 計		69	3	122	67	7	8	3	23

2 公の施設以外の施設についての取組目標

【取組の方向】

- 公の施設以外の施設について、廃止、民間委託など抜本的な見直しを行うとともに、今後のあり方について検討を進めます。
- 地元自治体が新たな目的のもとに自らの施設として活用する意思を示した県有施設について、地元自治体等と積極的に協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。特に、広域交流センターについては、県内各地域の各種団体等の活動拠点として県が広域市町村圏の中心地に建設した施設であることから、住民の効果的な活用を検討している市町村合併で誕生した新市への譲渡を進めます。

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
施設の廃止、民間委託、地元自治体への譲渡の検討						
		→				
広域交流センターの地元自治体への譲渡に向けた協議						
		→				

【取組目標】

- **地元自治体への譲渡 10施設**
 - ・ 3 広域交流センター（鷹巣阿仁、横手平鹿、大館）について、地元自治体へ譲渡（平成17年度）
 - ・ 2 広域交流センター（大曲仙北、角館）について、平成19年度譲渡に向けて地元自治体と協議（平成18年度）
 - ・ 1 広域交流センター（鹿角）について、地元自治体への譲渡の方向でスケジュールの検討を進めていきます。（平成18年度～）
 - ・ 3 広域交流センター（能代山本、本荘由利、湯沢雄勝）について、地元自治体へ譲渡の検討を働きかけていきます。（平成18年度～）
 - ・ 声良鶏ふ化場について地元自治体への譲渡を検討（平成18年度）
- **施設の廃止 2施設**
 - ・ 酒蔵用具等収蔵庫（17年度）
 - ・ 国際児童年記念児童福祉キャンプ宿泊棟について廃止を検討（18年度）
- **今後のあり方の検討 3施設**
 - ・ 消防学校防災センター（18年度）
 - ・ アリナス（18年度～）
 - ・ 大館樹海ドーム（18年度～）

【財政効果】

譲渡により、将来予想される大規模修繕等の経費の縮減が見込まれます。

3 その他の事務についての取組目標

【取組の方向】

- 事務事業の見直し（スプリングレビュー）により、民間への業務委託パターンを例示して、委託可能な事務事業のリストアップを行い、県ホームページにリストを公表して民間参入を呼びかけることにより、更なる民間参画を促進します。
- （財）あきた企業活性化センターに対して、県機関が担っている企業サポート業務の委託を行い、機構の企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能を充実・強化します。
 - ・ 企業支援センターの業務移管
 - ・ 技術移転促進チームの業務移管
 - ・ マーケティング室の業務移管
 - ・ 知的所有権センターの移設

<ワンストップ化する企業サポートメニュー>

- ・ 創業の実現から事業の成功に至るまでの一貫したサポート
- ・ 新分野進出や経営体質改善、マーケティング力強化など、企業戦略に応じたきめ細かなサポート
- ・ 企業訪問や窓口相談による経営指導
- ・ 情報化、技術開発、知財戦略などのコーディネート

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
事務事業の見直し（スプリングレビュー）の実施						
	実施					
民間委託の推進						
	推進					
企業サポート業務の委託（あきた企業活性化センター）						
	委託					

【取組目標】

項目	年度	17	18	19	20	21
新規民間委託する事務事業数（件）		17	20	25	25	25

事務事業名	(1) 16年度末時点の委託状況	(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標
①本庁舎清掃	全部委託	—
②本庁舎夜間警備	全部委託 (警察、消防除く)	—
③案内・受付	全部直営 (一部非常勤職員)	—
④公用車運転	一部委託	※公用車の見直しを検討（17年度） 【全部委託】（17年度） ・能代養護学校スクールバス運行業務 ・ゆり養護学校スクールバス運行業務 ・大曲養護学校スクールバス運行業務 ・稲川養護学校スクールバス運行業務
⑤学校給食	一部委託	【全部委託】（17年度） ・秋田養護学校給食調理業務 ・大館国際情報学院中学校給食調理業務
⑥学校用務員事務	全部直営 (一部非常勤職員)	※将来的には民間委託への切り替えを検討
⑦道路維持補修・清掃等	一部委託	【一部委託】 ・道路除草業務（17年度）
⑧情報処理・庁内情報システム維持	全部委託(48) 一部委託(9) 全部直営(18)	※主要システムの維持管理業務について再評価を実施（17年度） 【全部委託】 ・学校教育・健康教育調査集計プログラムの作成（17年度） ・公共事業共有統合データベースシステム運用業務（17年度） ・援護システムのデータ管理等（17年度）
⑨ホームページ作成・運営	全部委託(7) 一部委託(9) 全部直営(10)	※民間委託の拡大を検討（17年度～）
⑩調査・集計	全部委託(53) 一部委託(21) 全部直営(26)	※民間委託の拡大を検討（17年度～） 【一部委託】 ・県民意識調査（17年度） ・体験型旅行素材調査（18年度） ・観光統計調査・分析（18年度） ・道路現況調査（19年度）

事務事業名	(1) 16年度末時点の委託状況	(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標
⑪総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）	一部委託 （一部非常勤職員）	※総務事務センターとして一元化（17年度～） ※職員健康管理業務の委託を検討（17年度～）
⑫その他	—	【全部委託】 ・企業サポート業務の委託〈あきた企業活性化センター〉（17年度） ・秋田県公営住宅ストック総合活用計画（17年度） 【一部委託】 ・太平療育園医事業務（17年度） ・コミュニティビジネスセミナー、公開オークション（17年度） ・河川除草業務（17年度） ・明德館高校ビル保守管理業務（17年度） ・計量検定所検査業務（18年度） ・老人性認知症指導対策事業（18年度） ・地球温暖化防止対策事務（18年度） ・放置艇・プレジャーボート対策事務（18年度） ・計量思想普及啓発業務（19年度） 【委託を検討する業務】 ・広報紙作成・配布等の広報業務 ・圃場管理業務 ・職員研修業務 ・修学資金貸与事務 ・高度化資金等の債権管理・回収事務 ・港湾管理業務 ・港湾統計、港湾台帳の整備 ・砂防施設保守管理業務 ・各種イベント開催業務 ・各種意識啓発事業 【委託業務の推進・拡大】 ・公共事業の積算・監督業務 ・県有建築物の修繕業務

【財政効果】

16.2億円（再掲）

(参考) 民間への業務委託パターン

事務事業の類型		事務事業の例示(他県の例等を含む。)
1 定型的な事務事業	① データ入力・集計・管理業務	○大量のデータの電算入力、集計処理 ○データベースの構築、データ管理、台帳整備
	② 調査・統計業務	○定期的に実施している調査や統計 ○各種アンケート・意向調査の実施、報告書の取りまとめ ○調査要領作成等の企画的業務から調査結果の分析まで
	③ 啓発業務	○納税啓発、選挙投票啓発宣伝カーの運転 ○啓発パンフレットの作成、配布等
	④ 財産管理業務	○県有財産等の管理
	⑤ 窓口サービス業務	○受付案内、電話交換 ○資料閲覧・貸出、情報提供業務等
	⑥ 免許試験等の実施・資格登録・免許証等の交付業務	○資格試験の実施 ○免許証・許可証の登録、交付 ○事業者の指定、管理
	⑦ 収納・給付・融資業務	○使用料、手数料等の徴収・収納業務 ○制度融資業務 ○給与・手当の計算、支給業務 ○給付金・利子補給金の計算、給付業務
	⑧ その他の定型的業務	○文書・資料の整理保存 ○文書の收受、発送 ○備品等の調達、管理
2 業務の形態が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要のない臨時的な事務事業	① 展示会等の開催業務	○毎年実施する展示会、展覧会等の開催業務
	② その他臨時的業務	○定期健康診断業務 ○その他毎年実施する業務等
3 専門的な知識、技術、設備等を必要とする事務事業	① 設計・測量・地質等調査業務	○施設設計、図面作製等 ○設計積算業務 ○測量、地質等調査業務
	② 検査・試験・分析・測定業務	○各試験研究機関などが行う検査や試験・分析のうち軽易なもの、定例的なもの ○検査分析業務(検体採取を含む。) ○定点測定業務 ○計量検定業務
	③ 用地買収業務	○企画的業務・調整等を除く用地買収関連業務 ○測量、地籍調査、物件調査業務 ○用地交渉業務 ○登記移転等手続業務

事務事業の類型		事務事業の例示(他県の例等を含む。)
	④ 技術指導・相談・訓練・監督業務	○制度上県が直接行わなければならないものを除く 農林水産業の技術指導、経営指導、相談業務 ○職場適応訓練、職業訓練業務 ○現場監督業務
	⑤ 保安点検・維持補修業務	○県有施設の定期点検、維持補修等 ○道路監視・維持管理業務(道路巡視・点検等、道路の補修・清掃・除雪)
	⑥ その他専門的・現業的業務	○守衛業務、用務員業務 ○公用車運転業務 ○給食業務 ○ほ場管理、試験田の収穫・草刈その他の農作業、家畜管理業務、実習林管理業務
4 各種イベント、研修会、講習会などにおいて民間委託により効果的な運営が期待できる事務事業	① イベント等の企画・運営業務	○基本指針を示した上での企画全般(構成・人選・会場確保・個別交渉等) ○会場設営・撤去、駐車場整理、ゴミ処理 ○受付・会場案内
	② 研修会・講習会の企画・運営業務	○専門資格者向け研修会、一般県民向けの講習会、懇談会、シンポジウム、セミナーの企画・運営業務
5 公共施設の管理運営など民間の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できる事務事業	① 公共施設等管理運営業務	○公の施設等の公共施設等の管理運営業務 ○港湾施設、ダム施設の保守管理等
	② 庁舎等維持管理業務	○庁舎その他公共施設の警備、環境整備、電気・機械等設備の保守点検・修理、ボイラー・空調設備等の維持管理等
	③ 公用車等管理業務	○公用車の運行・船舶の運航、管理 ○タクシー借上げ
6 高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる事務事業	① システム開発・維持管理業務	○コンピュータソフト開発、システム開発等の情報化関連業務 ○システム企画開発、運用支援、維持管理業務
	② 調査・試験・研究業務	○農業、林業、水産業、工業、環境、衛生関係等の調査・試験・研究(特に県としてのノウハウ、特許等の蓄積・取得のために行うものを除く。)
7 その他同種業務を行っている民間の事業主体が多いものなど民間委託により効果的・効果的な執行が期待できる事務事業	① 広報紙・番組の制作業務	○広報業務 ○広報資料作成業務
	② 職員研修業務	
	③ 福利厚生業務	
	④ その他	○誘致や販売促進業務(県産品販売促進PR等) ○各種宣伝業務

- 知事部局職員数 3,500 人体制（病院、大学除く）を目指して、定員適正化計画を見直し、平成 17 年度から 23 年度までの期間中、毎年度の知事部局採用者の上限を設定し、計画的な職員数の縮減を図ります。
- 厳しい財政状況や新行財政改革の着実な推進を図るため、平成 17 年度から 3 年間を「重点適正化期間」と位置づけ、職員数の重点的な縮減に取り組みます。
- 教育、警察部門においても職員数の適正化を図ります。
- 地域の民間給与をよりの確に職員の給与水準に反映させるとともに、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与構造への転換及び勤務成績を給与へ反映しうる給与制度の導入を推進します。
- 国の給与構造改革を踏まえ、総務省「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の最終報告の中の地方公共団体における給与決定の考え方、地域の民間給与の状況を的確に反映させるための参考となる指標のあり方、給与構造の見直しの方向性等を参考として給与の適正化に対応します。
- 職員の定員や給与状況について、県民の理解が得られるよう分かりやすく公表します。

1 定員管理の適正化

【取組の方向】

- 見直し後の定員適正化計画（平成17.4.1～平成23.4.1）における数値目標設定の基本的考え方

<一般行政>

知事部局一般行政部門については、地方分権の進展に対応して、県は市町村や民間への権限・事務の移譲を進め、そのサポート的役割やより広域的な諸課題を担う役割へと移行し、その役割に見合った適正な人員規模とすることで、スリムで効率的な職員体制を構築します。

具体的には、①市町村や民間等への事務・権限移譲等による行政事務の減量化、②多様な勤務体制や外部パワーの活用等による機動性ある組織体制の構築、③事務のIT化や重複業務の見直し等による業務の効率化、により職員数の縮減に取り組みます。なお、縮減方法については、新規採用を抑制するほか、早期退職優遇制度による若年退職者数の増加も見込むことにしています。

<教育>

教育委員会では、児童生徒数の減少と財政難を背景に、教育の質を維持・向上させつつ無駄を省く等の改善を図っていくことを主眼に、平成16年12月に「あきた教育新時代創成プログラム」を策定し、教育分野の行政改革を推進して教職員定数の縮減を図ることにしています。

<警察>

社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組み、数値目標の設定にあたっては、県行政部門の行財政運営の状況を踏まえることにしています。

警察官においては、深刻な治安情勢に的確に対応するため、平成14年度から計画的に警察官の増員を行っており、国において今年度から3年を目途に1万人を増員する予定となっています。治安対策に対する高い行政需要を踏まえ、警察官については今後も適正な人員配置に努め、適切な業務推進体制を整備します。

○ 数値目標設定方法、採用者・退職者の見込みについて

< 一般行政 >

一般行政部門については、前述の基本的考え方を踏まえて、今後の事務事業の見直し等による事務量の減少等を把握するとともに、今後の退職予定者数と採用予定者数を勘案して職員数の数値目標を設定しています。

退職者については、定年退職者数及び若年退職者の見込みを勘案して、平成 22 年までで 798 人を見込んでいます。

採用者については、採用職員数キャップ制を導入し、定年退職者数の 3 割程度の採用者数に抑制することとし、各年度 43 人（平成 18 年～ 20 年までは重点適正化期間としてさらに採用者数を抑制し、36 人）としており、平成 22 年までで、194 人を見込んでいます。

< 教育 >

教職員定数の数値目標設定にあたっては、児童生徒数の減少見込みから将来の学級数を推計するとともに、学校の統合計画等を加味して教職員定数の目標数値を算定しています。

退職者数については、定年退職者数に例年の若年退職者数 50 人を加えて、平成 22 年までで 1,180 人を見込んでいます。

採用者数については、平成 22 年までで 450 人と見込んでいます。

< 警察 >

行財政改革の一環として、警察における一般行政職については、新規採用職員を抑制し、平成 22 年までで 10 人の縮減を行うことにしていますが、警察官については治安対策のための適切な業務推進体制を構築するため 30 人の増員を行うことにしています。

一般行政職の退職者の見込みについては、平成 22 年までで 48 人を見込んでいます。採用者については同じく平成 22 年までで 38 人を見込んでいます。

警察官の退職者の見込みについては、平成 22 年までで 363 人を見込んでいます。採用者については同じく 393 人を見込んでいます。

【取組内容】

- 1 見直し後の定員適正化計画の着実な推進（H17～）
- 2 採用職員数キャップ制の導入（H16～）
- 3 「重点適正化期間」の設定（H18～H20）
- 4 早期退職者特別優遇措置の導入（H17～H19）

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
見直し後の定員適正化計画の着実な推進	推進					
採用職員数キャップ制の導入	導入					
「重点適正化期間」の設定	設定					
早期退職者特別優遇措置の導入	導入					

【財政効果】

453.8億円（再掲）

○ 過去の純減実績（平成11年4月1日～平成16年4月1日）

部 門	H11.4.1～H16.4.1 純 減 実 績	対H11.4.1 純 減 率	純減の内容
一般行政	△ 380人	△ 7.9%	事務の統廃合、縮小、課室の再編等
教 育	△ 820人	△ 6.9%	統廃合、縮小等
警 察	13人	0.6%	
合 計	△ 1,187人	△ 6.3%	

○ 退職者数、採用者数の見込み

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計	増減率 (%)
退職者数A	—	652	432	551	478	571	2,684	
採用者数B	—	307	179	225	208	231	1,150	
差引 C=B-A	—	△ 345	△ 253	△ 326	△ 270	△ 340	△ 1,534	△ 8.8
職 員 数	17,405	17,060	16,807	16,481	16,211	15,871	—	

○ 部門別職員数の見込み

年 度 部門		H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減	増減率 (%)
一般行政		4,331	4,337	4,219	4,068	3,962	3,802	△ 529	△ 12.2
教 育		10,764	10,396	10,253	10,081	9,919	9,739	△1,025	△ 9.5
警 察		2,310	2,327	2,335	2,332	2,330	2,330	20	0.9
内 訳	警察官	1,923	1,943	1,953	1,953	1,953	1,953	30	1.6
	一般職	387	384	382	379	377	377	△ 10	△ 2.6
計		17,405	17,060	16,807	16,481	16,211	15,871	△1,534	△ 8.8

2 給与の適正化

(1) 給与構造の見直し

【取組の方向】

○ 地域の民間賃金を反映した給与水準への見直し

- ・地域の民間賃金水準を踏まえて職員の給与水準を決定します。

財政効果 55億円(再掲)

※ 全員が新制度へ切り替えるのに10年かかり、その時点での抑制効果を年56億円として推計しました。

○ 職務・職責が反映される給与制度への見直し

- ・年功的な給与制度から、職務・職責が反映される給与構造への転換を図ります。

財政効果 5.2億円(再掲)

※ 枠外昇給廃止による抑制効果

○ 勤務成績を反映した昇給制度等の確立

- ・年功的な昇給を見直し、勤務成績を給与に反映できる査定昇給制度を導入します。
- ・勤勉手当については、職員の勤務成績を支給額により反映できるよう

に改めます。

○ 高齢層職員の給与水準の抑制

- ・年功的な昇給により、高齢層職員の給与水準が上昇し、地域の民間賃金水準と比較して、公務員の給与水準が高くなっていることから高齢層職員の給与水準を抑制します。
- ・現在行われている55歳昇給停止の措置を職員の士気を高める必要等から勤務成績が一部給与へ反映される55歳昇給抑制に変更します。

【取組内容】

- 1 地域の民間賃金水準の反映（18年度～）
 - ・給料表全体の水準を平均4.8%引下げます。
- 2 地域手当の導入（18年度～、制度完成21年度）
 - ・地域賃金格差の調整として地域手当を新設します。
賃金格差の大きい地域（東京事務所等の県外事務所）に勤務する職員を対象とし、県内勤務職員を対象としません。
- 3 年功的な給与上昇の抑制（18年度～）
 - ・類似の職責となっている職務の級を統合（1級と2級及び4級と5級）します。
 - ・級別標準職務表を見直し、各級毎に標準的な職務の職名を明示します。この際、職階における職務の級を2職務の級に限りします。
 - ・初号等をカットすることにより上下の職務の級の重なりを少なくし、年功的な給与水準を抑制します。
 - ・枠外昇給制度を廃止します。
- 4 職務・職責の手当てへの反映
 - ・管理職手当を経験年数にかかわらず、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制とします。（20年度～）
 - ・管理職手当と特殊勤務手当との併給を危険や不健康性に着目して支給されるもの以外は、原則として禁止します。（18年度～）
- 5 勤務成績の昇給への反映
 - ・昇給時期を年1回（1月1日）に統一します。（18年度～）
 - ・評価による昇給制度を容易にするため号給を4分割します。（18年度～）
 - ・勤務成績を評価により5区分に分け、これに基づき差を付けて昇給させる制度を導入します。（管理職者層は18年度から実施、一般職員は、21年度までに実施）
- 6 勤務成績の勤勉手当への反映
 - ・勤務成績を4区分に分け、これを勤勉手当に反映させます。（管理職者層は18年12月から実施、一般職員は、21年度までに実施）
- 7 評価の実施
 - ・平成18年度から次長級以上の職員に評価による昇給及び勤勉手当の支給を実施します。
- 8 高齢層職員の昇給抑制（18年度～）
 - ・55歳以下の職員が良好な成績で勤務した場合の標準昇給号数に比べて、55歳を超える高齢層職員は、半分の2号給を標準とします。
- 9 枠外昇給を廃止（18年度～）
 - ・高齢層職員に多くみられる最高号給以上の額への昇給制度いわゆる「枠外昇給」を廃止します。

（２）退職手当制度の見直し

【取組の方向】

- 在職年数を重視した制度から在職期間の公務貢献度をよりの確に反映させる制度への構造の見直しを行います。（年功重視型から貢献度重視型へ）
- 中途採用者、任期付採用者及び中長期自己都合退職者の退職手当を改善し当該職員の士気を高めます。

【取組内容】

- 1 支給率カーブのフラット化（１８年度～）
 - ・年功に応じた支給構造から中期勤続退職者の支給率の引き上げ等の段差の少ないゆるやかな支給構造へと見直します。
- 2 勤務年数にかかわらず公務への貢献の度合を勘案する部分の新設（１８年度～）
 - ・60ヶ月（５年）分の職責ポイントを加算します。

（３）特殊勤務手当をはじめとする職員手当の見直し

【取組の方向】

1）特殊勤務手当の見直し

- 経済社会情勢の変化に伴い、現在の業務の特殊性が薄れていないか不断の見直しが必要であり、県民の目線に立ち特に平成 17 年度及び 18 年度に集中して総点検を行います。
- 一部の地方公共団体の不適正な特殊勤務手当の支給によって、地方公務員の給与制度及びその運用を問題視されるようになりつつあり、点検して適正化を図る必要があります。
- 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」において特殊勤務手当の見直しに関する事項があり、月額手当の日額化や廃止等について報告されています。従来どおり人事委員会勧告の尊重という立場からも特殊勤務手当の見直しを行います。

財政効果	2.4 億円（再掲）
------	------------

- | | |
|-------------------|---------|
| ※ 17 年度見直しによる抑制効果 | 3 4 百万円 |
| 18 年度見直しによる抑制効果 | 3 4 百万円 |

2) その他の手当の見直し

- 特殊勤務手当を除く他の手当に関しても、包括外部監査報告についての提言があり、県民の目線から見て理解を得られるかどうかの検討を行います。

【取組内容】

1 特殊勤務手当の見直し

- ・全ての特殊勤務手当の必要性を県民の目線に立ち総点検します。(17年度～18年度)
- ・必要とされた特殊勤務手当についても支給の合理性、対象となる業務内容と他の手当給料との関係、支給方法の妥当性、支給基準・支給額等を常に点検します。(17年度調査、18年度から実施)

《平成17年度に見直しする手当と内容》

火薬類等取締手当等4手当	廃止
県税業務手当、社会福祉業務手当	日額化
病虫害防除手当等3手当	引下げ
道路上作業手当	厳格化

《平成18年度に見直しに向けて調査する手当》

用地交渉手当、警察職員手当、夜間看護手当、教育特殊業務手当等

2 その他の手当の見直し

- ・包括外部監査報告の内容に基づき妥当性や支給基準・支給方法等を検討します。(18年度～)
- ・廃止をも含め支給基準や支給方法を見直します。(19年度～20年度)

(4) 技能労務職員の給与水準の調査・検討

【取組の方向】

1) 国や民間の同職種との比較検討

- 技能労務職員の給与水準は、ラスパイレス指数が115.9（平成17年4月1日現在 — 全国順位では44位）で国の給与水準を大きく上回っています。

2) 給料表の見直し

- 技能労務職員の給料表は、国の行政職俸給表(二)を基準とした合成給料表を作成し適用しています。
- 年功的な昇格運用があることから、年齢構成の影響があるとはいえ職務の級別の職員構成が上位の級に偏り過ぎています。

【取組内容】

- 1 給与水準の調査・検討
 - ・国の調査や他県の状況、県内企業の実態等を踏まえ適正な給与水準の調査・検討を行います。（18年度～19年度）
 - ・特殊勤務手当についても一般職と同様に見直します。（17年度～18年度）
- 2 職務の級の格付けの見直し
 - ・級別標準職務表自体の見直しを行い、職務や職責に応じたものにします。（18年度～19年度検討）

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
地域の民間賃金を反映した給与水準への見直し	見直し					
職務・職責が反映される給与制度への見直し	見直し					
勤務成績を反映した昇給制度の確立	制度確立					
高齢層職員の給与抑制	給与抑制					
退職手当制度の見直し	見直し					
特殊勤務手当をはじめとする職員手当の見直し	見直し					
技能労務職員の給与水準の調査・検討	調査・検討					

3 定員・給与の公表

【取組の方向】

- 県職員の定員や給与状況を公表し、透明性を高め、県民の一層の納得と指示を得ることが行政改革を推進するうえで必要です。
- 地方分権に対する県民の理解と共感を得るうえでも定員や職員給与の公表は、重要な意義を持ちます。
- 県民の率直な疑問や批判を踏まえて給与構造（特に手当関係）の見直しを進めるためにも、職員給与実態の情報を県民に公開していきます。
- 県民に職員の給与情報が分り易く伝わるように比較指数を取り入れます。

【取組内容】

- 1 県のホームページへの掲載
 - ・全国比較できるように総務省で示した様式に沿って公表します。
- 2 全ての手当を含めた情報開示
 - ・ラスパイレス指数、全国平均等の給料情報の他に特殊勤務手当も含めて手当の状況を公表します。
 - ・級別職員数の状況や年齢別人員構成等も公表します。
- 3 県民に分り易い工夫による公表
 - ・指数の変化や状況をグラフで示します。
 - ・類似団体との比較を行い、グラフ等で示します。

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
定員・給与情報の公開						
	公開					

秋田県職員のラスパイルス指数の推移

指数

125

120

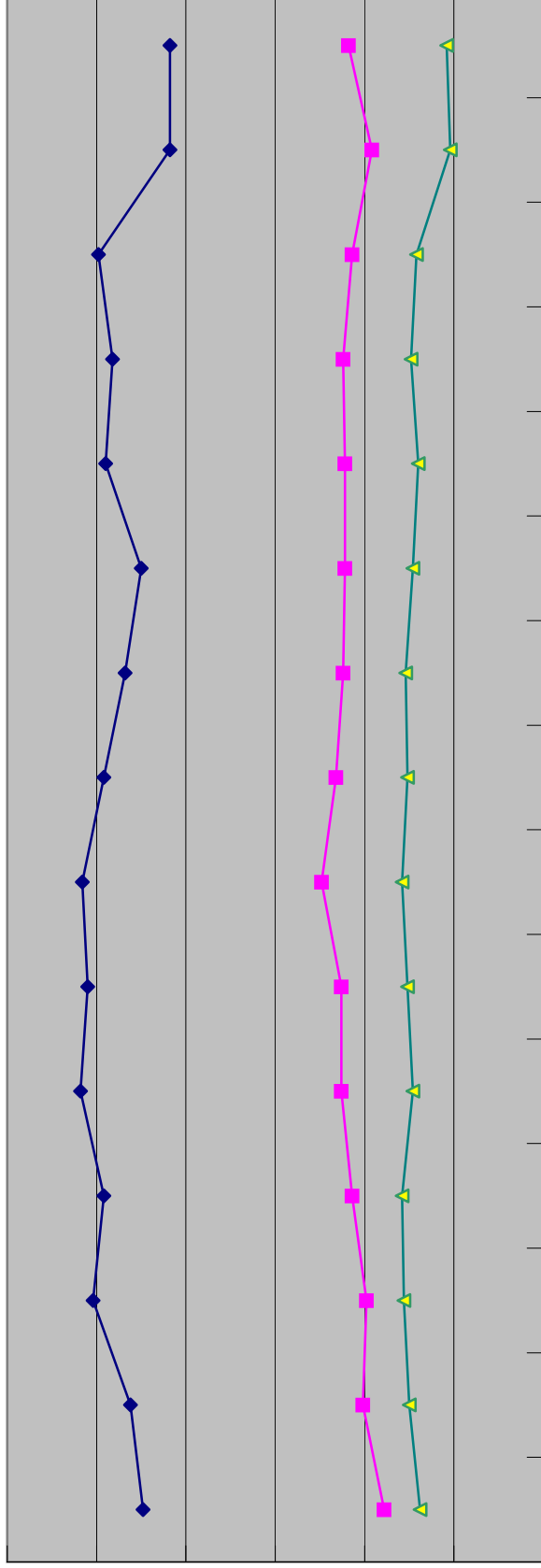
115

110

105

100

95

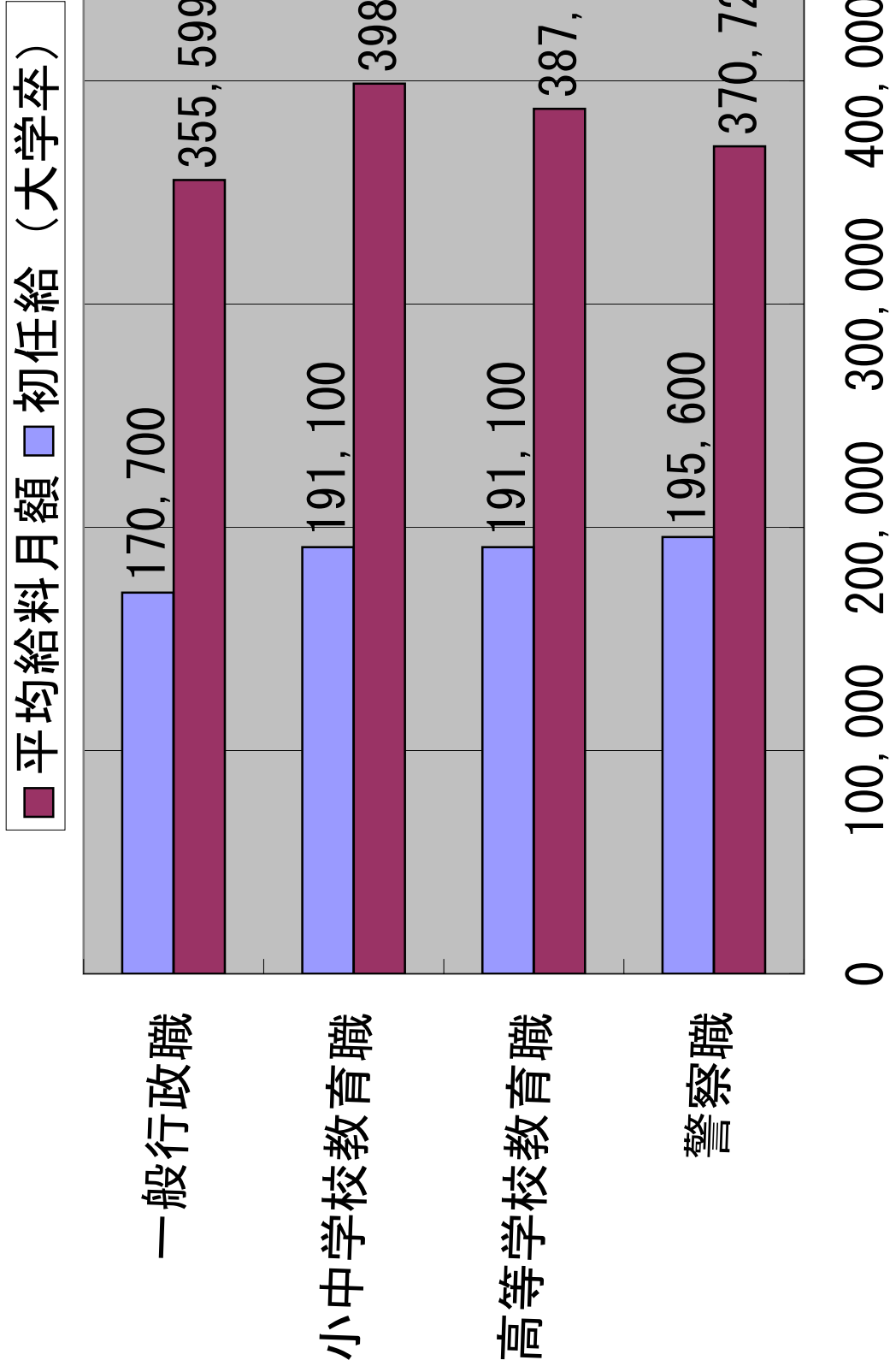


H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
—◆— 技能職	117.4	118.1	120.2	119.6	120.9	120.5	120.8	119.6	118.4	117.5	119.5	119.1	119.9	115.9	115.9
—■— 警察職	103.9	105.1	104.9	105.7	106.3	106.3	107.4	106.6	106.2	106.1	106.1	106.2	105.7	104.6	105.9
—▲— 行政職	101.9	102.5	102.8	102.9	102.3	102.6	102.9	102.6	102.7	102.3	102	102.4	102.1	100.2	100.4

年度

職種別給料月額及び初任給（大学卒）の状況（平成17年4月1日）



- 真の地方分権型社会の実現をめざし、県と市町村は対等・協力の関係のもと、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、県は市町村の自主的・自立的な取組に対して、積極的に協力していきます。
- この方針に基づき、住民に身近な事務を自ら完結的に処理しようとする市町村に対しては、市町村優先の立場から、県の権限をできる限り移譲するとともに所用の財源を措置し、併せて人材等の支援を進めます。

【取組の方向】

- 移譲対象項目については、事務事業の見直し（スプリングレビュー）によって洗い出しを行い、庁内ワーキンググループによる検討・調整を行った後、メニューとして提示します。
- 平成17年度から従来の14項目に72項目を追加し、さらに拡大を進めており、平成18年4月1日（見込み）で92項目の権限移譲対象事務をメニュー化しています。今後も、移譲対象項目をメニューに追加して提示していく方針で、市町村に対してはメニューの説明会や個別協議を経た後、市町村の同意を得て移譲します。

移譲した事務については、事務処理に要する経費を地方財政法の趣旨に則り、交付金として財政措置するほか、特に準備経費として必要な経費についても支援します。

事務処理についても、出張サポートなど人的技術的な支援を進めます。
- 市町村への移譲率は、平成18年4月1日で24.8%となる見込みですが、今後も対象市町村すべてにおいて対象事務の移譲がなされることを目標に受入市町村及び受入項目数の拡大を図ります。
- 重点移譲分野については、住民に身近なことは身近な基礎自治体である市町村で完結し、地域のことは地域が自ら決定し責任を負うという分

権型社会の構築の観点及び住民サービスの観点から、老人へのケア、子育てへの支援などの福祉関係事務、都市計画や土地利用などのまちづくりに関する事務、住民の安全・安心を守る環境衛生関係の事務などを積極的に移譲します。

- 19年度には、進捗状況、市町村の意向などを踏まえ、移譲対象メニュー、推進方法などの見直しをする予定です。

【実施スケジュール】

項目	年度	17	18	19	20	21
移譲対象事務の追加（継続）		→				
	継続					
移譲受入市町村数及び受入項目数の拡大（継続）		→				
	拡大					
移譲対象メニュー、推進方法の見直し（19年度）				→		
				見直し		

【取組目標】

項目	年度	17	18	19	20	21
移譲対象事務数（件）		86	92	110	130	150

【財政効果】

10.3億円（再掲）

区分	番号	主な事務名	対象市町村	市町村対象数	市町村受入数	（移譲率）
福祉パッケージ	1	育成医療に係る自立支援医療費の支給認定	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	2	結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定	市町村（中核市を除く。）	24	2	8.3
	3	受胎調節実地指導員の指定	市町村	25	6	24.0
	4	身体障害者相談員の委託	市町村（中核市を除く。）	24	7	29.2
	5	身体障害者手帳の交付	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	6	精神保健指定医の職務の指定 ●	保健所を設置する市	1	1	100.0
	7	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人（保育所経営事業のみを行う者を除く。）の設立の認可	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	8	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	3	12.5
	9	知的障害者相談員の委託	市町村（中核市を除く。）	24	7	29.2
	10	指定障害福祉サービス事業者の指定	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	11	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付決定のための調査 ●	市（中核市を除く。）	12	12	100.0
	12	障害児福祉手当の認定	町村	12	0	0.0
	13	特別障害者手当の認定	町村	12	0	0.0
	14	未熟児に対する養育医療の給付の決定	市町村（中核市を除く。）	24	4	16.7
	15	生活関連施設に対するバリアフリー適合証の交付	建築主事を置く市町村	2	2	100.0
長寿社会パッケージ	1	老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	4	16.7
	2	有料老人ホームの設置の届出の受理	中核市	1	1	100.0
	3	指定居宅サービス事業者の指定	市町村	25	3	12.0
	4	指定居宅介護支援事業者の指定	市町村	25	3	12.0
	5	指定介護予防サービス事業者の指定	市町村	25	2	8.0
	6	高齢者用優良賃貸住宅の供給計画の認定	市（中核市を除く。）	24	3	12.5
子育てパッケージ	1	妊産婦に対する助産の実施	町村	12	1	8.3
	2	児童扶養手当の認定	町村	12	0	0.0
	3	特別児童扶養手当の認定	市町村	25	0	0.0
	4	低体重児の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	11	45.8
	5	未熟児の保護者に対する訪問指導	市町村（中核市を除く。）	24	11	45.8
	6	保育所の設置の認可	市町村（中核市を除く。）	24	3	12.5
	7	認可外保育施設からの報告等	市町村（中核市を除く。）	24	2	8.3
	8	第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人（保育所経営事業のみを行う者に限る。）の設立の認可	市町村（中核市を除く。）	24	2	8.3
	9	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可	市町村	25	8	32.0
	10	私立幼稚園の設置廃止の認可	市町村	25	7	28.0
	11	学校法人（私立幼稚園の設置を目的に設立されるものに限る。）の設立の認可	市町村	25	7	28.0
衛生パッケージ	1	墓地等の経営の許可 ●	市町村（中核市を除く。）	24	24	100.0
	2	興行場の経営の許可	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	3	旅館業の経営の許可	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	4	公衆浴場の経営の許可	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	5	クリーニング所の開設の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	6	理容所の開設の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	7	美容所の開設の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	8	畜舎等における動物の飼養等の許可	市町村（中核市を除く。）	24	3	12.5
	9	専用水道布設工事の設計の確認	市町村（中核市を除く。）	24	3	12.5
	10	簡易専用水道の改善の指示	市町村（中核市を除く。）	24	5	20.8
	11	興行場、百貨店等の特定建築物の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	1	4.2
	12	浄化槽の設置の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	7	29.2
	13	小規模水道事業の経営の許可 ●	市町村	25	1	4.0
	14	係留されていない犬の捕獲及び抑留 ●	保健所を設置する市	1	1	100.0

区分	番号	主な事務名	対象市町村	市町村対象数	市町村受村数	（移譲率）
農林水産業パッケージ	1	土地改良区の農業用排水施設の管理規程の認可	市町村	25	7	28.0
	2	農業協同組合等の土地改良事業の認可等	市町村	25	5	20.0
	3	農業協同組合等の交換分合計画の認可	市町村	25	7	28.0
	4	農用地の形質変更の許可	市町村	25	8	32.0
	5	農地等の権利移動の許可	市町村	25	6	24.0
	6	農地転用（2ヘクタールを超えるものを除く。）の許可	市町村	25	4	16.0
	7	農地等の賃貸借の解約の許可	市町村	25	7	28.0
	8	農用地区域内における開発行為の許可	市町村	25	9	36.0
	9	分収林契約の募集等の届出の受理	市町村	25	9	36.0
	10	鳥獣の捕獲等の許可 ●	市町村	25	25	100.0
	11	危険物を積載した船舶に対する停泊等の場所の指示 ●	漁港のある市町村	5	5	100.0
商工業パッケージ	1	大規模小売店舗の新設の届出の受理	市	13	4	30.8
	2	工場立地に係る特定工場の新設の届出の受理	市町村	25	6	24.0
	3	採石業者の登録	市町村	25	2	8.0
	4	岩石の採取計画の認可	市町村	25	1	4.0
	5	砂利の採取計画の認可	市町村	25	3	12.0
まちづくりパッケージ	1	市町村の区域内の町及び字の区域の変更の届出の受理	市町村	25	20	80.0
	2	市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の受理	市町村	25	19	76.0
	3	財産区の財産等の処分等の同意	財産区のある市町村	17	12	70.6
	4	自然公園の公園事業の執行の認可 ●	自然公園区域のある市町村	11	10	90.9
	5	市町村道等である国有財産の調査のための他人の土地への立入り ●	市町村	25	25	100.0
	6	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可 ●	都市計画区域のある市（中核市を除く。）	12	12	100.0
	7	土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例等に係る優良宅地の認定 ●	市	12	4	33.3
	8	都市計画区域内における路外駐車場の設置の届出の受理	都市計画区域のある市町村（中核市を除く。）	17	7	41.2
	9	都市計画区域内における開発行為の許可	市（中核市を除く。）	12	3	25.0
	10	都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可 ●	都市計画区域のある市（中核市を除く。）	12	12	100.0
	11	都市計画区域内の土地の譲渡等に係る届出の受理	市町村（中核市を除く。）	18	10	55.6
	12	土地に関する権利移転後の利用目的の届出の受理	市町村	25	11	44.0
	13	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	市（中核市を除く。）	12	4	33.3
	14	風致地区内における行為の許可 ●	風致地区のある市（中核市を除く。）	4	4	100.0
	15	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	史跡名勝天然記念物のある町村	2	1	50.0
	16	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	県指定史跡名勝天然記念物のある市町村	18	11	61.1
	17	海岸保全区域の占用の許可	市町村	9	0	0.0
	18	一般公共海岸区域の占用の許可	市町村	9	0	0.0
安全安心パッケージ	1	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	2	特定工場等の騒音規制地域の指定	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	3	悪臭原因物の排出規制地域の指定	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	4	一般粉じん発生施設を設置する特定工場における公害防止統括者の選任届出の受理	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	5	振動規制地域の指定	市町村（中核市を除く。）	24	0	0.0
	6	指定ばい煙発生施設の設置の届出の受理 ●	保健所を設置する市	1	1	100.0
	7	液化石油ガス設備工事の届出の受理等	市町村	24	2	8.3
	8	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理	市町村	25	2	8.0
	9	地すべり防止区域内における行為の許可	地すべり防止区域のある市町村	25	4	16.0
	10	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	急傾斜地崩壊危険区域のある市町村	25	4	16.0
	11	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可	土砂災害特別警戒区域のある市町村	0	0	
	12	砂防設備の占用等の許可	砂防指定地のある市町村	25	4	16.0
計				1840	456	24.8

■ 地方分権の進展、市町村合併等の進捗状況等を踏まえ、本庁と出先機関の役割分担を見直すとともに、業務執行体制の簡素化・効率化を推進する観点から、業務の統合等により、組織の見直しを行います。

■ 低コストで効率性の高い行政運営の確立を目指し、県と市町村の役割分担の見直しや庁内分権の更なる推進を図り、業務の集約化・統合等を進め、出先機関の見直しを進めます。

1 出先機関の再編・整備の目標

【取組の方向】

- 知事部局には、平成16年度末現在で、県内8カ所に地域の総合出先機関として地域振興局があり、その地域振興局を含め、全部で90の出先機関があります。
- 3,500人体制に向けて、本庁と地方機関の業務分担を見直し、効率的な業務遂行が可能な体制を目指します。
- 市町村合併の進展等に伴い、市町村のサポート、県の専門体制の強化など、地域振興局及び地方機関の組織体制を整備します。
- 新たな公立大学法人を設立し、秋田県立大学の設置及び管理を当該法人に行わせることとします。
- 産業構造の変化等に柔軟に対応しながら、より迅速に成果を出せる効率的な体制を整備するため、公設試験研究機関の研究・管理体制の見直しを進めるとともに、地方独立行政法人化の適否を検討します。

- 病院について、自立的・弾力的な業務運営を推進し、効率的で適切なサービス提供を図るため、地方独立行政法人化の適否を検討します。
- 県立高等学校については、中学校卒業者が大幅に減少することを踏まえ、学級減や学校の発展的統合等に対応するとともに、女子校の共学化を進めながら、全日制の課程の適正な規模と配置の適正化を図ります。
- 警察組織については、広域化、組織化、スピード化する犯罪情勢に的確に対応するため、全県的に組織再編を行い、初動態勢、夜間態勢及び機動力を強化しています。（平成17年度において、警察署1増3減、交番8増、駐在所90減）

【知事部局における出先機関の数】

（平成16年度末時点）

出先機関の種類	出先機関数
①総合出先機関	8
②税務	0
③福祉	16
④環境・保健衛生	16
⑤農林水産	20
⑥産業経済	13
⑦文教	2
⑧建設交通	10
⑨その他	5
計	90

【取組目標】

項目	年度	17	18	19	20	21
地方機関の統合再編（H17～）						
・地域振興局の統合の検討		→				
	検討					
・福祉相談センターの設置〔障害者相談センターの廃止〕（H17）	設置					
・4福祉事務所廃止〔4福祉事務所に統合〕（H17）	統合					
・企業支援センターの廃止（H17）	廃止					
・地域農業改良普及センターの廃止（H17）	廃止					
・北及び南児童相談所の設置（H17）	設置					
・大曲技術専門校と横手技術専門校の統合（H17）	統合					
・東京産業観光センターの東京事務所への統合（H18）	設置		統合			
・秋田中央道路建設事務所（H20）					廃止	
・総合生活文化会館（H18）			廃止			
・生活センター（H18）			設置			
・中央男女共同参画センター（H18）			設置			
県立大学の地方独立行政法人への移行（H18～）		→	→			
	申請		移行			
公設試験研究機関						
・工業技術センターと高度技術研究所の統合（H17）	統合					
・衛生科学研究所と環境センターの統合（H18）			統合			
・総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センターの統合（H18）			統合			
・地方独立行政法人化の適否の検討（H18～）		→				
	検討					
脳研及びリハセンについて独法化及び公営企業全部適用の検討組織の設置及び検討（H17～）	検討	→				
県立高等学校の統合等の推進（H17～H22）	推進	→				
警察署、交番、駐在所の再編（H17）	再編	→				

【財政効果】

19.4億円（再掲）

- 第三セクターの一層の効率的・効果的な事業実施体制の確立と自立的運営を促進するため、「第2次第三セクター整理合理化指針」に基づき、既存法人の事業、組織の見直しを進めます。
- 第三セクターの自主チェック機能を強化するため、監査体制の充実を図るとともに、第三セクター自らが経営環境に適切に対応し、機動的・効率的に運営できるように経営評価制度に基づく点検評価を行います。
- 県民に開かれた第三セクターの運営と説明責任の遂行を図るため、経営に関する諸情報を積極的に公開するとともに、第三セクターの運営や役職員の行動が法令や社会規範にもとることがないようコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ります。
- 公の施設の管理については指定管理者制度が導入されるなど経営環境の変化に伴い、第三セクターの自己決定、自己責任による経営が強く求められていることから、役職員や給与の見直しを図るなど引き続き業務の効率化やコストの縮減を推進するとともに、県の人的関与については必要最小限に止めます。

1 既存法人の見直し

【取組の方向】

- 時代とともに変化する第三セクターの役割を見据え、役割を終えた法人は廃止や統合、県関与の必要性が乏しくなった法人は県の関与の廃止や縮小などの整理合理化をスピーディー、かつタイムリーに進めます。
- 県の出資比率が25%以上の47法人（平成16年度末時点）のうち、「第2期行政改革推進プログラム」（平成14年3月策定：推進期間平成14年度から16年度）に基づき策定した「第1次第三セクター整理合理化指針」（平成15年2月策定：対象法人27）から「第2次第

三セクター整理合理化指針」(平成17年12月策定)に引き継がれた18法人と、社会経済情勢等の変化等を踏まえ、新たに対象に加えた8法人の計26法人については、第2次指針に基づき整理合理化を推進するとともに、その取組結果については毎年度その進捗状況を確認します。

- 第2次指針の対象とならなかった法人についても、県が実施する経営評価等に基づき、一層の経営改善に努めます。
- 第2次指針については、その後の進捗状況を勘案し、指針策定後、おおむね3年を目途に見直しを検討します。

○ 第2次指針の取組の方向性・目標

目標	年度	17	18	19	20	21
統廃合の促進（3法人）						
（財）秋田県学術連携機構	解散		→			
（財）秋田県傷痍軍人会	解散	→				
（社）秋田県肉用牛価格安定基金協会			統合			
県関与の廃止・縮小（5法人）						
（財）大館市勤労者福祉事業団	県関与廃止	→				
ポート秋田（株）			県関与廃止			
（株）秋田県分析化学センター			県関与段階的縮小		→	
秋田臨海鉄道（株）			県関与段階的縮小		→	
秋田空港ターミナルビル（株）			県の人的関与縮小		→	
民営化（1法人）						
（財）秋田県物産振興会	中期経営計画策定				民営化	→
経営改善（4法人）						
（株）秋田ふるさと村	中期経営計画策定				累積赤字半減	→
（株）秋田県食肉流通公社			累積赤字半減	→		
（財）あきた移植医療協会	中期経営計画策定	→				
（財）秋田県栽培漁業協会			経営安定化		→	
法人のあり方等の検討（13法人）						
（財）秋田県国際交流協会	将来計画策定	→				
（財）秋田県長寿社会振興財団	中期経営計画策定		→			
（財）秋田県災害遺児愛護会	事業見直し				→	
（社）青少年育成秋田県民会議	組織、運営等の検討		→			
（財）秋田県木材加工推進機構	組織、運営等の検討		→			
（財）秋田県林業公社	第7次長期経営計画に基づく短期実行計画の目標達成				→	
（財）秋田県資源技術開発機構	事業のあり方検討				→	
（財）秋田県学校保健会	事業の効率化、将来のあり方検討				→	
田沢湖高原リフト（株）	中期経営計画策定	→				
秋田内陸縦貫鉄道（株）	再生計画策定	→				
由利高原鉄道（株）	再生計画策定		→			
秋田県漁業信用基金協会	広域再編構想の具体化に向けた組織再編方針検討				→	
秋田県住宅供給公社						解散に向けた検討

2 監査・点検評価・情報公開の体制等

【取組の方向】

- 原則として第三セクターの監事職に税理士・公認会計士等の専門家を引き続き登用します。（事業量等を勘案し所管部局が認める場合を除く）
- 県の出資比率が25%以上又は財政的支援を行っている第三セクター（平成16年度末時点で合計52法人）のうち、県の出資比率が25%以上の全ての第三セクター（平成16年度末時点で47法人）については、平成11年度（平成10年度決算が対象）以降毎年度、法人が決算書をもとに行う自己分析、自己評価に対して公認会計士が経営評価を行い、その評価結果に基づき各法人に対する指導を重ねてきました。平成18年度以降は、経営が安定している法人を除き、1法人当たり概ね2年に1回の割合で経営評価を実施します。
- 秋田県情報公開条例に基づき、引き続き県が25%以上出資する全ての第三セクター（平成16年度末時点で47法人）の経営状況を説明する書類（経営概要書、経営評価表、決算書類等）を県政情報資料室に備え付け、一般の閲覧に供するほか、これらのうち経営概要書及び経営評価表については、県のホームページに掲載します。
- 秋田県情報公開条例に基づき、引き続き県が50%以上出資する第三セクターと県の出資が25%以上で県からの支出が総収入の2分の1以上の第三セクターを情報公開推進法人に指定（平成17年4月時点で28法人を指定）し、積極的に情報公開を行うよう指導します。
- 決裁基準等社内諸規則について適宜見直しを行うとともに、役職員の倫理保持、差別・セクシュアルハラスメントの禁止、個人情報の適切な管理、交際費や食糧費等の支出に関し、県に準じた規程を整備するよう引き続き指導します。

【取組目標】

公認会計士と所管部局等チームによる経営評価	
① 対象法人及び法人数	② 実施予定時期
○ 25%以上出資法人。ただし、開業又は統合後3年を経過していない法人、解散を決定している法人などを除く。 ○ 43法人（17年4月1日現在）	○ 平成11年度（平成10年度決算）以降、平成16年度まで毎年度県の出資割合が25%以上の法人の経営評価を実施 ○ 平成17年度は43法人を対象に経営評価を実施 ○ 平成18年度からは1法人あたり2年に1回の割合で経営評価を実施

情報公開の充実		
① 公開対象法人及び法人数	② 公開する情報の内容	③ 実施時期
○５０％以上出資法人 ２４法人 ○２５％以上出資かつ県からの支出が総収入の２分の１以上の法人 ４法人	○財務状況、人件費、県の人的支援の状況、事業計画、役員名簿など	○平成１１年度以降平成１６年度まで毎年度全対象法人について情報公開を実施 ○平成１７年度以降も全対象法人について情報公開を実施

【財政効果】

経営評価に基づく指導により、第三セクターの経営が改善し、県からの補助金等が縮減する効果が見込まれるが、その効果が経営評価に基づく指導にのみによるものかを判断することはできないことなどにより、具体の金額の把握は困難。

3 第三セクターの役職員と給与の見直し

【取組の方向】

- 役職員数については、事業量や経営状況等を勘案し、組織の見直しや事業の効率化などによる役職員数の適正化に向けた見直しを行います。
- また、正職員の退職に伴う補充に当たっては、現行体制等を勘案し、その要否について慎重に検討するとともに、業務量や業務内容に応じて、臨時職員又は非常勤職員への切替を行うなど人件費の縮減に取り組めます。なお、平成16年度末において、9法人が役職員数の削減計画を策定しています。
- 給与支給水準については、類似法人や民間法人と比較し、基本給の見直しを図るなど給与水準の適正化を図るとともに、それぞれの第三セクターの経営状況等に応じて、役員報酬の縮減、職員給与の昇給額の縮小、各種手当の縮減のほか、能力給の導入などに取り組めます。なお、平成

16年度末において、13法人が給与の見直し計画を策定しています。

- 第三セクターへの県職員の役員就任や派遣については、その設立の趣旨等を勘案し、出資企業等と十分な協議を行ったうえで、必要最小限に止めます。
- 第三セクターへの県退職者の常勤役員就任については、第三セクターからの要請を前提に、県施策との関連性、事業の公共性等の確保等を勘案し、必要最小限に止めます。また、就任にあたっては事前に解決すべき課題等を具体的に明示し、経営責任を明確にします。

【取組目標】

給与の見直し
〈平成14年度から16年度まで〉 ○25%以上出資の47法人（平成16年度末）のうち、 （職員について） ・17法人で基本給の見直しを実施（平均4.4%減） ・8法人で昇給の見直しを実施 ・13法人で賞与の見直しを実施 ・14法人で手当の見直しを実施 ・2法人で旅費の見直しを実施 （役員について） ・12法人で報酬の見直しを実施（平均9.8%減） ・3法人で手当の見直しを実施 ・1法人で昇給の見直しを実施
〈平成17年度から21年度まで〉 ○25%以上出資の47法人（平成16年度末）のうち、 （職員について） ・12法人で基本給の見直しを実施 ・5法人で昇給の見直しを実施 ・2法人で賞与の見直しを実施 ・6法人で手当の見直しを実施 （役員について） ・3法人で報酬の見直しを実施

役職員数の見直し
〈平成14年度から16年度まで〉 ○25%以上出資の47法人（平成16年度末）のうち、 （職員について） ・13法人で正職員の縮減を実施（79人縮減） ・17法人で役員の縮減を実施（27人縮減）
〈平成17年度から21年度まで〉 ○25%以上出資の47法人（平成16年度末）のうち、 （職員について） ・8法人で正職員の縮減を実施（55人縮減） ・2法人で役員の縮減を実施（5人縮減） ・6法人で正職員を非常勤職員又は臨時職員に切替（13人）

【実施スケジュール】

項目	年度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
第 2 次第三セクター整理合理化指針に基づく整理合理化の推進（H 1 7～H 2 1）	推進					
第 2 次第三セクター整理合理化指針の見直し、新指針の策定、整理合理化の推進（H 2 0～）				見直し、策定、推進		
公認会計士による経営評価、経営状況の情報公開（継続）	継続					
役職員数の適正化と給与の見直し（継続）	継続					

- 健全な財政基盤を確立し、さらにスリムで効率的な行政事務の遂行を図るため、行政経費の縮減目標を定め、その達成に向け、公共事業の重点化や見直しによる投資的経費の抑制、定員適正化計画の推進による人件費の抑制、補助金の見直しや事務事業のアウトソーシングなどを積極的に推進します。
- 県税の収入率の向上や未利用資産の処分の推進により、歳入の確保を図ります。

1 歳入関係

【取組の方向】

(1) 超過課税の実施、法定外税の新設

① 子育て・教育に係る新たな県民負担の検討

子育て支援や学校教育の充実は、重要な施策と位置付けており、庁内検討会において、今後10年間を見据えながら特に重点的に取り組む具体的な施策・事業や必要額、さらに財政負担の考え方を盛り込んだ「将来ビジョン」を策定することになっています。

子育て支援や学校教育の充実は、県民共通の課題であり、県民総参加で取り組む仕組みづくりが必要であることや県・市町村の共同事業であることに配慮しながら、将来ビジョンを実現する財源の確保について、県民が納得できる徹底した行財政改革を進めた上で県民への新たな負担の導入も視野に入れた検討を行うことにしています。

② 森林環境税に関する検討

これまで、庁内研究会において、森林環境税に係る先行事例やあり方について検討を進めてきており、今後は、研究会報告を踏まえつつ、森林の持つ意義や多様な森林づくりの必要性等について県民の関心と理解を深めるとともに、費用負担のあり方など広範な議論の喚起を図るため、有識者による検討委員会を設置し検討を進めるほか、県民意識調査等を行うことにしています。

(2) 税の徴収対策

目標額 966百万円

休日・夜間納税相談窓口の開設、滞納整理強化月間の設定など早期、厳正な滞納整理に努め、収入率の向上を図ります。

特に滞納率の高い個人県民税への対策として、大口、特殊滞納事案について市町村との協議のうえ平成18年度より県の直接徴収を行うとともに、市町村と職員の併任・人事交流、滞納整理組合の設置等について検討します。

(3) 使用料・手数料の見直し

目標額 160百万円

毎年度行っている使用料・手数料の見直し(3年毎)を徹底し、受益と負担の適正化を確保します。

なお、平成17年度から授業料を徴収することとした技術専門校については、今後新たな学科編成の構築と合わせ、徴収範囲を拡大していくものとします。

(4) 未利用財産の売り払い等

目標額 1,194百万円

平成16年度から5カ年間で県有財産の有効活用と処分推進に関する重点的な取組期間と定め、民間の力を活用しながら進めてきたところですが、歳入確保の観点からも、引き続き、遊休県有財産の利活用の促進と短期集中的な処分を推進します。

2 歳出関係

【取組の方向】

(1) 人件費

目標額 51,639百万円

- 知事部局職員数3,500人体制(病院、大学除く)を目指して、定員適正化計画を見直し、平成17年度から23年度までの期間中、毎年度の知事部局採用者の上限を設定し、計画的な職員数の縮減を図ります。
- 厳しい財政状況や新行財政改革の着実な推進を図るため、平成17年度から3年間で「重点適正化期間」と位置づけ、職員数の重点的な縮減に取り組みます。

- 職員の給与構造、退職手当制度、特殊勤務手当等について、県民の理解が得られるものとなるよう適正化を推進し、給与等の状況を分かりやすく公表します。
- 縮減にあたっては、民間委託や権限移譲の推進などによる県組織のスリム化の取り組みのほか、非常勤職員、臨時職員の活用などもあわせて検討します。

(2) 組織の統廃合

- 地方分権の進展、市町村合併等の進捗状況等を踏まえ、本庁と出先機関の役割分担を見直すとともに、業務執行体制の簡素化・効率化を推進する観点から、業務の統合等により、組織の見直しを行ってきています。
- 引き続き、低コストで効率性の高い行政運営の確立を目指し、県と市町村の役割分担の見直しや庁内分権の更なる推進を図り、業務の集約化・統合等を進め、出先機関の見直しを進めていきます。

(3) 民間委託による事務事業費の削減

目標額	2,739百万円
-----	----------

- 事務事業の見直し（スプリングレビュー）により、民間への業務委託パターンを例示して、委託可能な事務事業のリストアップを行い、県ホームページにリストを公表して民間参入を呼びかけることにより、更なる民間参画を促進します。
- 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者へのサービス水準の向上を図るとともに、管理経費の縮減を図るため、指定管理者制度の積極的な導入を進めます。

(4) 施設等維持費の見直し

各部局への枠配分のシーリング設定による計画的な縮減を図ります。

(5) 補助金等の整理合理化

目標額	6,154百万円
-----	----------

県単補助金について徹底した見直しを行い、嵩上げ補助金の原則廃止を進めるとともに、団体運営補助金の計画的な縮減を図ります。

(6) 投資的経費の見直し

目標額 72,426百万円

本県の今後の社会資本整備の方向性や整備方針が示された「社会資本整備指針」に基づき、公共事業の重点的、効率的な事業実施を進めます。

(7) 内部管理経費の見直し

目標額 1,156百万円

各部局への枠配分のシーリング設定による計画的な縮減を図ります。

(8) その他事務事業の整理合理化

目標額 13,500百万円

各部局への枠配分のシーリング設定による計画的な縮減を図ります。

経常的経費庁費的経費(一般財源)の縮減 毎年▲5%

(9) その他

【取組内容】

- 1 子育て・教育に関する新たな県民負担、森林環境税の検討（H 1 7 ～H 2 1）
- 2 個人県民税の直接徴収（H 1 8 ～）
- 3 使用料・手数料の見直し（継続）
- 4 県有財産の有効活用と処分の重点的推進（～H 2 0）
- 5 施設等維持費の見直し（継続）
- 6 県単補助金の整理合理化（継続）
- 7 投資的経費の見直し（継続）
- 8 内部管理経費の見直し（継続）

【実施スケジュール】

実施スケジュール	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
子育て・教育に関する新たな県民負担、森林環境税の検討	検討				
個人県民税の直接徴収		実施			
使用料・手数料の見直し	継続				
県有財産の有効活用と処分の重点的推進	推進				
施設等維持費の見直し	継続				
県単補助金の整理合理化	継続				
投資的経費の見直し	継続				
内部管理経費の見直し	継続				